5. 職員の休業に関する状況

育児休業などの取得状況（R5. 4.1～R6. 3.31）

区　　分	育児休業	育児部分休業	育児短時間勤務
令和5年度に新たに取得した者	11	8	0
前年度から引き続いている者	12	3	0

6. 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分（R5. 4.1～R6. 3.31）

処分内容	処分者数	処分事由
免　職	－	－
降　任	－	－
休　職	7	心身の故障等
降　給	－	－

懲戒処分（R5. 4.1～R6. 3.31）

処分内容	処分者数	処分事由
免　職	－	－
停　職	－	－
減　給	－	－
戒　告	1	一般服務違反

（注）分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。
　懲戒とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことです。

7. 職員の服務の状況

(1)職務に専念する義務の特例

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除き、職務に専念する義務がありますが、条例の規定に基づき、研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などは、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

(2)営利企業等の従事制限

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社や団体の役員の地位を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。
国の統計調査員を兼ねるなど、職務の遂行に支障がないと認められる場合などに許可しています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公共団体においても職務の公正な執行および公務に対する住民の信頼確保を目的として、退職した元職員の本市に対する働きかけを禁止しています。

9. 職員の研修の状況

職員研修の状況（R5. 4.1～R6. 3.31）

区　　分	主　な　内　容	受講者数
市主催研修	新規採用職員研修、通信研修など	589
市主催研修以外の研修 ・徳島県自治研修センター他	吏員研修、市町村職員中央研修所研修、人権問題研修、各種専門研修など	181

10. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)健康診断の状況（R5. 4.1～R6. 3.31）

区　　分	受診者数
人間ドック	377
定期健康診断・がん検診など	337
健康相談・メンタルヘルス相談など	89

(2)公務災害の状況（R5. 4.1～R6. 3.31）

区　　分	認定件数
公務災害	5
通勤災害	0

(3)福利厚生の状況

福利厚生事業は、小松島市職員共済会などによる人間ドック助成などを実施しており、費用については職員の会費と市からの交付金によって運営されています。

年　　度	市交付金決算額	会員数
令和４年度	2,514千円	664
令和５年度	2,582千円	668

(4)公平委員会の業務の状況（R5. 4.1～R6. 3.31）

区　　分	件　数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する審査請求の状況	0

※詳細は、市ホームページに掲載しています（下記URL、QRコード参照）。
https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/1883.html

問 市人事課（市役所3階）☎32・3804／FAX33・3253
✉jinji@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、固定資産税・後期高齢者医療保険料３期分、国民健康保険税・介護保険料４期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。